

社会福祉法人松茂町社会福祉協議会役員の報酬支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人松茂町社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第25条の規定に基づき、役員に対する報酬、通勤手当及び期末手当の支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は別表のとおりとする。

2 会長を除く理事については、報酬を支給しないものとする。

(報酬の支給)

第3条 前条の報酬は、監事は年1回支給し、会長の月額報酬は月1回支給するものとし、常勤の役員に対する通勤手当及び期末手当の支給については社会福祉法人松茂町社会福祉協議会職員給与規程の例によるものとする。この場合において、同規程第19条第2項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の172.5」とする。

(公表)

第4条 社協は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

役員の報酬支給規程

附 則
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区 分	報 酬 額
1 監事	年額 30,000円
2 会長（非常勤）	月額 60,000円
3 会長（常勤）	月額 260,000円